



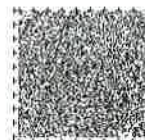
## ガイナレ鳥取と連携した人権啓発活動「人権啓発マッチデイ」開催

8月7日、鳥取市のとりぎんバードスタジアムにて人権啓発マッチデイを開催しました。ハーフタイムイベントとして、ガイナレ鳥取の人権宣言が行われました。『私たちガイナレ鳥取は、人種、国籍、性別、年齢、社会的身分、障がいの有無、性的マイノリティなど、いかなる理由による差別も認めないことを宣言します。フェアプレーの精神と、思いやりの心を大切にして、全力でプレーすることを誓います。』

鳥取県人権施策基本方針第3次改訂	P.2～3
犯罪被害者の人権	P.4～6
北朝鮮当局による拉致問題	P.7
子どもの貧困問題	P.8
見た目問題と人権	P.9
労働相談の現場（みなくる）から	P.10
読者のページ	P.11
人権トピックス	P.12

※SPコード

SPコードとは、文字情報をコード化したもの。読取装置によって文字情報が音声で読み上げられます。



# 鳥取県人権施策基本方針（第3次改訂）

本県では、鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づいて「鳥取県人権施策基本方針」を策定しており、このたび、第3次改訂を行いました。

国、県、市町村、関係団体、NPO、企業等が連携し、人権尊重の取組を進めていくための中・長期的な方向性が示されています。このたびの改訂では、ヘイトスピーチ、子どもの貧困、職場における人権問題など、新たに顕在化し、より一層の対応が求められている問題について追記するなど見直しを行いました。

県のホームページで全文をご覧ください。⇒ <http://www.pref.tottori.lg.jp/259940.htm>

## 1 基本的な考え方

### めざす社会

「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」

**基本理念** めざす社会の実現のため3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

- ①一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築
- ②人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚
- ③すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

## 2 人権施策の推進方針

### ■人権教育

#### 人権教育の指導（学習）方法・内容の工夫・改善

学習者が主体的、実践的に学習に取り組むことができるよう、指導（学習）方法・内容の工夫・改善  
**評価の指標を明確に定めたPDCAサイクルの確立**  
人権教育を通じて育てたい資質・能力を効果的に育成するため、人権教育の推進体制や実践内容等の見直し

### ■人権啓発

- 県民** [ ・効果的な啓発・情報提供  
・効果的な啓発手法
- 企業** [ ・事業主等への人権啓発  
・公正採用選考に関する取組
- 特定職業従事者**  
医療保健関係職員、福祉関係職員、教職員  
行政職員、警察職員、消防職員への啓発

### ■相談・支援の充実

#### 相談支援の充実

- ・環境づくり ・関係者との連携
- ・相談員の資質の向上、相談者本位の対応
- ・総合的な相談窓口による対応

#### 救済制度の確立の国への要望

実効性のある救済制度の確立についての国要望

## 3 分野別施策の推進

### 1 同和問題

同和問題解決への主体的な取組を推進し、**部落差別のない社会の実現**

- ①教育・啓発の推進
- ②隣保館における相談機能等の充実
- ③就労の支援
- ④差別事象等への対応
- ⑤関係団体との連携

### 2 男女共同参画に関する人権

家庭・地域・職場のあらゆる場で、性別にとらわれることなく、**一人ひとりの人権が尊重される社会の実現**

- ①教育の推進
- ②啓発・支援体制の充実
- ③女性の政策・方針決定過程への参画の推進
- ④男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりの推進
- ⑤ワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑥男女間における暴力の根絶



### 3 障がいのある人の人権

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現

- ①教育・啓発の推進
- ②相談支援体制の充実
- ③権利擁護の推進
- ④障がい者差別の解消に向けた取組
- ⑤社会参加と雇用の推進
- ⑥暮らしやすいまちづくりの推進
- ⑦特別支援教育の充実
- ⑧精神障がいのある人に関する施策の充実

### 4 子どもの人権

子どもが権利の主体者として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現

- ①教育・啓発の推進
- ②相談支援体制の充実
- ③親になるための教育の推進
- ④児童虐待防止対策の充実
- ⑤要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進
- ⑥特別支援教育の充実【再掲】
- ⑦青少年の健全な育成のための環境整備の推進
- ⑧いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実
- ⑨体罰防止に向けた取組の充実

### 5 高齢者の人権

高齢者が敬愛されつつ生きがいをもち、安心して日常生活を営める社会の実現

- ①教育・啓発の推進
- ②相談支援体制の充実
- ③社会参加・健康づくりの推進
- ④福祉サービスの質の向上
- ⑤暮らしやすいまちづくりの推進
- ⑥認知症関連施策の充実
- ⑦高齢者虐待防止対策等の充実

### 6 外国人の人権

国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らしていける社会の実現

- ①暮らしやすいまちづくりの推進
- ②生活情報の提供の充実
- ③相談支援体制の充実
- ④教育・啓発の推進
- ⑤外国人児童生徒に対する教育の充実
- ⑥外国人の社会参画の推進

### 7 病気にかかわる人の人権

病気から生じる様々な人権問題が解消され、また患者本位の医療体制の構築された社会の実現

- ①教育・啓発の推進
- ②相談支援体制の充実
- ③プライバシーに配慮した医療環境の整備
- ④ハンセン病回復者等への支援

## 4 人権施策の推進体制

- 県の推進体制
- 鳥取県人権文化センター等との連携・協働
- 国、市町村、企業、NPO等との連携

- 人権尊重の社会づくり相談ネットワーク、いじめ問題検証委員会 等
- 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会
- 人権尊重の社会づくり委員会（庁内）、意識調査等の実施

- ⑤HIV感染者、エイズ患者への支援
- ⑥難病患者等への支援

### 8 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現

- ①教育・啓発の推進
- ②相談・支援の充実

### 9 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて適切な支援を受けられる社会の実現

- ①教育・啓発の推進
- ②相談・支援の充実

### 10 性的マイノリティの人権

性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会の実現

- ①教育・啓発の推進
- ②相談支援体制の充実
- ③諸課題についての検討

### 11 生活困難者の人権

経済的な生活困難に直面している人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現

- ①教育・啓発の推進
- ②生活困難者への自立支援
- ③生活困難者への就労支援
- ④正規雇用に向けた就労支援

### 12 インターネットにおける人権

誰もがインターネット上で人権を侵害されることなく、安心してインターネットを利用できる社会の実現

- ①教育・啓発の推進
- ②相談支援体制の充実
- ③インターネット上での人権侵害行為への対応
- ④青少年の健全な育成のための環境整備

### 13 ユニバーサルデザインの推進

すべての人が等しく社会の一員として尊重されるユニバーサル社会の実現

- ①教育・啓発の推進
- ②カラーUDの推進
- ③関係機関等との連携
- ④公共施設等のUD化の推進

### 14 様々な人権

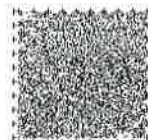
多様性を認め合い、差別や偏見のない社会の実現

- ①北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- ②東日本大震災等の災害の被災者に関する人権問題
- ③アイヌの人々
- ④個人情報保護
- ⑤職場における人権問題
- ⑥ひきこもり状態にある人の人権

問合せ先

鳥取県総務部人権局人権・同和対策課  
TEL 0857-26-7590 FAX 0857-26-8138

とりネット人権基本方針3次改訂 検索



# あなたも犯罪被害者に…他人事じゃない!!!

## ～犯罪被害者の現状と支援の必要性を考える～

毎日のように凶悪犯罪や交通事故などが新聞やテレビで報じられています。しかし、その加害者の行為の恐ろしさばかりに驚き、犯罪被害者及びそのご家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）のことをあまり考えたことがない方が多いのではないのでしょうか。しかし、私たちの誰もが事件・事故に突然巻き込まれる可能性があり、犯罪被害者等は一部の特別な人ではないのです。

### ⇒県内の犯罪被害、交通事故の状況

鳥取県内の平成27年の刑法犯認知件数は、3,388件、交通事故の発生件数は1,053件、どちらも近年減少傾向にあります。依然として県民が被害に遭う事件、事故は多く発生しています。これは県民の128人に1人が被害に遭っていることになり、驚くことに被害に遭うことはまれではないようです。

### ⇒犯罪被害者の実態

犯罪被害者等は、ある日突然犯罪者の違法な行為によって、生命や財産を奪われることになったり、名誉を傷つけられ、絶望感・孤独感にさいなまれるなど、大きな身体的、経済的、精神的な負担におそわれます。さらに、警察などの捜査機関をはじめ、マスコミの取材報道、家族や周囲の方の接し方から副次的な被害（二次被害）に苦しめられる方もおられます。

### 【鳥取県の刑法犯認知件数】

区分	平成25	平成26	平成27
刑法犯認知件数	4,279件	4,077件	3,388件

### 【重要犯罪（殺人・強盗・放火・強姦・強制わいせつ・略取誘拐）認知件数】

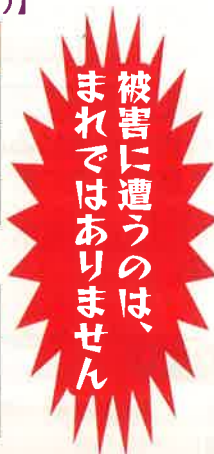
区分	平成25	平成26	平成27
内訳総数	45件	33件	45件
殺人	5件	3件	6件
強盗	4件	2件	5件
放火	4件	8件	6件
強姦	5件	3件	6件
強制わいせつ	24件	16件	22件
略取誘拐	3件	1件	—

### 【鳥取県の交通事故の推移】

区分	平成25	平成26	平成27
発生件数	1,280件	1,168件	1,053件
交通事故死者数及び負傷者数	1,644人	1,430人	1,288人

### 【交通事故死者数（人口当たり）】

都道府県	人口当たり（平成27）
鳥取県	1位 6.620
富山県	2位 6.542
岩手県	3位 6.231
...	...
大阪府	45位 2.218
神奈川県	46位 1.957
東京都	47位 1.202



#### 【直接被害】

安全、安心だと思っていた社会・人間が信じられなくなります。

#### 身体的被害

（死亡、外傷、後遺症、感染症、妊娠など）

#### 精神的被害

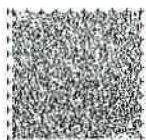
（驚き、恐怖、怒り、敵意、自責感、絶望感、喪失感など）

→ ASD：急性ストレス障害

PTSD：心的外傷後ストレス障害

#### 経済的被害

（収入減、財産の損失、支出増、損害賠償で取り戻せない）



問合せ先：鳥取県くらしの安心局くらしの安心推進課  
TEL 0857-26-7183 FAX 0857-26-8171

○「人口当たり」は10万人当りの死者数で、算出の基礎となった人口は総務省の平成26年10月1日現在の確定人口です。

[http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1018894/H27\\_toukei\\_keihou.pdf](http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1018894/H27_toukei_keihou.pdf)

（鳥取県警ホームページ「平成27年刑法犯認知・検挙件数を参照）

## 二次被害

### 事件・事故

### 二次被害とは

当初受けた直接被害に対して、「制度や刑事施設、人々の反応を介して被害者にあらわれる被害」（国連犯罪防止会議）と定められています。

心身の不調

加熱報道、事実と異なる報道、プライバシー侵害

生活上の問題

加害者からの更なる被害

周囲の人の言動による傷つき

捜査・裁判に伴う様々な問題（負担）

## < 犯罪被害者等自助グループ「なごみの会」 >

「なごみの会」は、ある日突然、大切な家族の生命を犯罪により奪われた遺族の集いです。

一ヶ月に一回、会員同士が集まり、交流しています。会員に共通するのは、自分は何も悪くないのに、一方的に事件や事故に巻き込まれ、今までの平和な家庭生活が断ち切られたことです。遺された家族は、その瞬間から心身の不調、経済的損害など大きな不幸を背負い込みます。被害者や遺族の方が、被害から一日も早く回復できるようお手伝いしています。

### 犯罪被害者等の人権

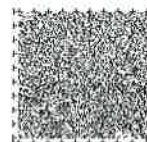
息子が殺された頃は、まだ裁判員制度は導入されておらず、私たち遺族は、筆舌に尽くし難いほど人権を無視されていました。今でも人権といえ、加害者ばかりが強調され、被害者側は全く話題にもなりません。蚊帳の外に置き去りにされています。

犯罪被害者と言う社会的弱者になった時、この国は加害者には衣食住を提供しますが、被害者には何の手も差し伸べず、病気になるのが精神が変になるのが、一回も振り返ってくれることはありません。病気、入院、手術と自分が痛い目をし、自分が治療費を支払うのです。一方、加害者は冷暖房完備の刑務所で医師による健康診断があり、刑期中は生命までしっかり守られているという実態には、怒りが収まりません。

国民は税金を平等に納めているのに、加害者には税金が十分に行き届き、被害者側にはほとんど使われていないというのは不公平そのものです。私たちのような不幸な遺族を出さないために、日本の司法や地方行政、そして加害者並みの人権を与えられるように、なごみの会の活動を続けていきます。

（「なごみの会」会員：平成14年次男を、傷害致死事件で亡くす。自助グループ「なごみの会」を立ち上げ、被害者支援活動に携わる。）

※この手記は「なごみの会」会員の方のお気持ちを尊重し、原文のまま載せております。



## とっとり被害者支援センターの役割

犯罪被害者等は犯罪が起きた当初は混乱してしまい、自分や自分の家族に何が起きたのかわからない状態になります。このような犯罪被害者等を支援するために、平成20年6月、とっとり被害者支援センターが設立されました。専門的な研修を受けた支援員が犯罪被害者等に寄り合い、回復に必要な生活・医療・法律等の様々な支援情報を提供し、必要に応じて行政機関、司法機関等に付き添うなどの支援を行っています。犯罪被害者等の総合的支援をする早期援助団体として、民間団体の視点で鳥取県警察、鳥取県及び関係機関団体と連携して犯罪被害者等をサポートします。

支援の種類	支援の内容
電話相談、面接相談	相談は、電話相談、面接相談を行っており、相談内容に応じて、心理・医療・法律部門の専門家等の紹介や制度等の情報を提供します。
付き添いなどの直接的支援	必要に応じて、病院や裁判所、行政機関等への付き添いなど、様々な支援を行います。
自助グループへの援助	犯罪被害者等の方へ交流場所の提供やグループ活動の支援を行います。
被害者支援ボランティアの養成	電話・面接相談、付添支援を行う被害者支援ボランティアを育成しています。
広報、啓発活動	犯罪被害者等の置かれた現状と支援の必要性を社会全体に周知するために、講演会や「命の大切さを学ぶ教室」を開催するなど広報・啓発活動を行います。

## ホンデリング ～本でひろがる支援の輪～

不要になった本（注意：取扱いできないものがあります）を業者に引き取っていただき、その買取相当額を全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体に寄付していただくものです。

### お申し込み方法

- 不要になった書籍を段ボールや紙袋に詰めます。申込書をご記入の上、本と一緒に入れます。  
※ダンボールが複数になる場合でも、申込用紙は1枚で大丈夫です。  
 ※古本は5冊から、着払いで受け付けます。  
 ※18歳未満の方は、保護者の方にお願ひしてお申し込みください。  
 ※申込書は、とっとり被害者支援センターHPからダウンロードできます。

以下の本は取り扱えませんので、ご注意ください。

ISBNのない本、百科事典、コンビニコミック、個人出版の本、マンガ雑誌、一冊雑誌は取り扱えません。



ISBN978-4-1234-5678-9  
ISBN見本

- 株式会社バリューブックス 0268-75-9380 に電話。「ホンデリングに申し込みたいのですが…」と、お伝えください。

電話受付時間 宅配業者がご指定の時間に引き取りにうかがいます。  
 月～土 10:00～19:00 ※ヤマト運輸の集荷を手配します。  
 日 10:00～17:00 ※古本は5冊から、着払いで受け付けます。

- 株式会社バリューブックスにて、市場価格を考慮して査定され、買い取り相当額が、株式会社バリューブックスから認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワークに寄付されます。

詳細はこちらへ <http://www.t-higaisya.jp/> とっとり被害者支援センター HPまで不要本が犯罪被害者支援の一助となる活動です。是非ご協力ください。

## 命の大切さを学ぶ教室



## イオン「幸せの黄色いレシート」 鳥取北店 キャンペーンの参加

毎月11日発行される、清算時に受け取られた黄色いレシートを、参加団体名が記載された店内に備え付けの専用boxへ投函していただくと、レシート合計金額の1%がその団体へ寄附されるシステムです。



ご協力を宜しくお願い致します。

## 公益社団法人とっとり被害者支援センター

本所事務局 鳥取市西町1丁目401（鳥取県庁西町分庁舎2F）

相談専用電話（平日10:00～16:00）0120-43-0874（おはなし）

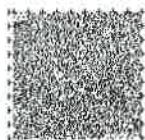
西部相談所 米子市東福原1丁目1-45（鳥取県西部福祉保健局会議棟）

（週4日 月・火・木・金）10:00～16:00 TEL 0120-38-5088

### 賛助会員、寄付にご協力ください

- 賛助会員 年会費の振込により登録させていただきます。  
 個人 1口/2,000円 法人・団体 1口/10,000円  
\*複数口での加入も可
- 寄付 金額は問いません。

- お問い合わせ先  
 事務局まで御連絡ください。振込手数料の  
 からない指定振込用紙をお送りします。  
 TEL&FAX 0857-20-0330



# 拉致問題の早期解決を願う 国民のつどいin米子を開催しました

～すべての拉致被害者の一刻も早い帰国実現を目指して～ 10月15日米子市内において、国民のつどいを開催しました。

## ▶ 拉致問題の解決は国民的課題

北朝鮮当局による拉致は、誰でも突然連れ去られる可能性があった事件であり、拉致被害者や家族だけの問題ではなく、国民のすべての課題と言えます。私たちも、自由と生命の安全や家族の大切さを再確認すべきではないでしょうか。

また、日本政府は、この問題の解決に向けて取り組んでいますが、解決を願う国民の声が、大きな国際世論となり、米子市の松本京子さんをはじめとする拉致被害者の早期帰国実現への大きな支援となります。

## ▶ 中山小学校の児童メッセージ

国民のつどいの席上、事前に拉致問題の学習を行った中山小学校の6年生が、メッセージとして児童の思いを訴え、感動を呼びました。一部をご紹介します。

『家族や友達はかけがえのない存在で、一緒にすごせる今を大切にしていかななくてはならない、人の自由を奪うことは絶対にあってはならない、拉致問題について正しく知りそれをわたしたちなりに伝えていく、拉致問題についてみんなが関心を持ち続けていく…わたしたちは、これからも拉致問題をはじめ人権について学んでいき、みんながしあわせに暮らしていける町にしていきたい…』

## ▶ 北朝鮮当局による拉致問題の概要

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮当局による拉致(注)の疑いが持たれています。日本政府は、17名を拉致被害者として認定していますが、この他にも拉致を否定しきれないケースがあります。

2002年9月に北朝鮮が日本人拉致を初めて認め、同年10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮から安否に関する納得のいく説明はありません。

(注) 工作員の身分偽装や教育係としての利用のため強制的に連れ去ること



問合せ先 鳥取県総務部人権局人権・同和対策課  
TEL 0857-26-7590 FAX 0857-26-8138

## 12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間です!

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心と理解を深めるため、毎年この期間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」として、各種啓発活動を実施します。

### 拉致問題啓発パネル展

**日時** 12月10日(土)～16日(金)午前8時30分～午後5時  
**場所** 鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)(鳥取市扇町21)

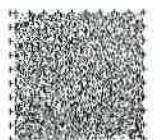
**日時** 12月9日(金)～15日(木)午前8時30分～午後6時(土日は除く)  
**場所** 米子市人権情報センター(米子市役所第2庁舎1階)

### 人権啓発ラジオ番組「輝け未来」

**日時** 12月14日(水)午後2時20分～(約7分間)

**放送局** エフエム山陰

**内容** 拉致被害者 松本 京子さんの兄、孟さんへのインタビュー



# 「子どもの貧困」を考える 子どもたちの居場所づくり“学習支援”と“こども食堂”

鳥取県の委託事業「県民企画による人権啓発活動」として、10月16日鳥取市内において「子どもの貧困を考えるシンポジウム」が開催されました。

企画(こども・らぼ/代表 岡 武司)

## ⇒「こども・らぼ」の取組

「こども・らぼ」では、鳥取市から委託をうけ、市内5か所の人権福祉センターを会場に、各センターで1週間に1回学習支援を行っています。

また、毎週火曜日には中央人権福祉センターと共催で「こども食堂」を開設しています。市民の方から届いたお米を、おにぎりにしてお味噌汁と一緒に学習支援に参加していた子どもたちに提供したことが始まりでした。



## ◆「子ども」と「食」

シンポジウム前半は、大阪府の「にしなり☆こども食堂」の主宰である川辺康子さんと、「こども・らぼ」の衣笠尚貴さんによるリレートークが行われました。川辺さんは、過去務めていた施設で子ども同士のケンカが絶えないことに対して「おなかですいているからではないか」と考え、「子ども」と「食」の重要なつながりに気づきます。そして、お腹がいっぱいになるだけでなく、人と関われる子どもたちの居場所づくりが大切で、「こども食堂」が大きな役割を担っていることを語られました。衣笠さんは、「こども・らぼ」の活動を紹介しつつ、貧困は子どもだけの問題、家庭だけの問題としてではなく、社会全体の問題として取り組む必要があると語られました。



## ◆「子どもの貧困」とは

厚生労働省が発表した「子どもの相対的貧困率」は16.3%で、6人に1人の子どもが「貧困」状況にあるとされています。これは、国民生活基礎調査をもとに国が試算したもので、社会の「通常」の生活レベルの半分以下の収入での生活を余儀なくされている子どもの生活状況を言います。

貧困がもたらす影響は、経済的な水準の問題だけではありません。親の帰りが遅く一人で過ごす時間の多い子どもなど、大人の支援が行き届きにくい、不安や困難を抱える子どもに対する支援も必要です。

## ◆「こども食堂」とは

家庭の事情などで、夕方以降一人で過ごす、孤食状況にあるなどの子どもや家庭を地域が支えようと開設された、無料あるいは低価格で食事を提供する取組みのこと。ここ数年の間に全国で広がりを見せています。単なる食事の場としてだけでなく、家庭と学校以外での居場所づくり、子どもの成長を支える役割も担っています。

## ◆こども食堂の役割

シンポジウム後半に行われたパネルディスカッションでは、大阪市立大学大学院経済学研究科教授の福原(ふくはら)宏幸(ひろゆき)さんをはじめ、鳥取県、鳥取市の職員も加わり、こどもの貧困の実態、今後の展望などについて議論されました。

その中で、「親自身が家庭で楽しく食事をした経験がない場合、子どもにも同じような境遇を与えてしまう。」と、家庭環境及び子どもの貧困は連鎖する問題であることを提起し、ここに「ほっとけない」と子ども食堂が割って入る「おせっかい」こそが、負の連鎖を断ち切るカギではないか、また、大学生や大人の活躍を見ることができ、子どもの将来像の形成とともに、自立促進につながっていく、などと今後の子ども食堂に期待する意見が出されていました。

問合せ先

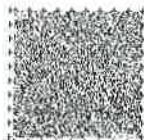
**鳥取県福祉保健部福祉保健課**

TEL 0857-26-7859 FAX 0857-26-8166

(鳥取市の方は)

**鳥取市中央人権福祉センター**

鳥取市幸町151 鳥取市人権交流プラザ内 TEL 0857-24-8241 FAX 0857-24-8067





# 「見た目問題」と人権 互いの違いを認め合い、多様性あふれる社会へ

鳥取県の委託事業「県民企画による人権啓発活動」として、8月27日大山町において一人芝居、講演会「見た目の症状とともに自分らしく生きる」が開催されました。

企画（みーふぁいゆー／代表 国頭 弘司）

## ⇒見た目の症状とともに自分らしく生きる

一人芝居を演じた河除 静香さんは、生まれつき顔の血管の病気のために、顔や口が変形しており、外見に対する偏見などに苦しみ、今も消えない心の傷を抱えておられます。自らの経験を元に芝居を演じ続け、今回、書き下ろした作品は「華」。人生を花にたとえ、花を美しく咲かせる事の大切さを伝えられました。



## ⇒見た目は気になるものだけれど

NPO法人マイフェイス・マイスタイル代表、外川 浩子さんによる講演では、人は、「見た目」にこだわるということを素直に認めた上で、「見た目」が違うということは、決して人生を負う方向に決定づけることではない、社会の壁をなくし、当事者がいきいきと活躍できる社会をつくりましょと語られました。

## ⇒「見た目問題」とは

顔や身体に生まれつきアザがあったり、事故や病気によるキズ、ヤケド、脱毛など、先天的や後天的な「見た目（外見）」の症状がある人たちが、その「見た目」ゆえに日々ぶつかりやすく、抱え込みやすい様々な問題。

「見た目に問題がある」ということではなく、「見た目に症状があることで生じやすい問題」のことです。

## ⇒その人自身を知ってほしい

外川さんと河除さんの対談では、会場のみなさんから寄せられた質問に丁寧に答えていただきました。例えば、第一印象でイメージを決めつけてしまうことに対しては、第一印象でドキッとすることもあると思います。ただその後の行動が大事だと説明されました。

また、「見た目問題」の当事者の方々は、同じ症状の人に出会う機会がなく、わかりあえる人もいない場合があり、孤立してしまいがちであるので、こういう活動を通じて、理解を広げ、当事者団体のネットワークを広げていきたいなどと取組についても語られました。

## 同時開催の写真展『ただ自分らしく』より



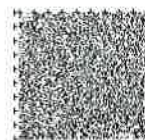
顔や身体に生まれつきアザがあったり、事故や病気によるキズ、ヤケド、脱毛など「見た目（外見）」の症状がある人は、日本には100万人います。

入学、進級、恋愛、就職、結婚などの人生の節目で、「見た目問題」という社会の壁にぶつかります。

社会の壁にはばまれて、能力を発揮できずにいる人も少なくありません。

写真提供：NPO法人マイフェイス・マイスタイル

（東京墨田区 電話03-6658-5580※平日10:00-17:00 ホームページ⇒<http://mfms.jp/>）



## ◆労働相談の現場（みなくる）から◆

# あなたのやさしい言葉や態度で、職場は変わります！

## ～職場でも、こころのバリアフリーを目指して～

最近の労働相談では、仕事のストレスでこころが病んでいる方や、こころの病の症状がひどくなってしまった方からの相談が増えたように感じます。パワハラやモラハラ<sup>(注)</sup>、メンタルヘルスケア等の言葉が浸透してきたことによって相談も多くなっていると思います。

### 例えば

- ・上司や同僚から仕事を教えてもらえない
- ・「覚えが悪い」とか「遅い!」ときつく言われる
- ・挨拶をしても無視される
- ・仕事を取り上げられる

など言葉や態度で徐々に孤立感を深めていき、ますます

- ・過度に緊張してミスを繰り返す
- ・思い込みが激しくなる(他人の言動が気になる)
- ・夜眠れない
- ・仕事に行こうとすると体調が悪くなる  
(下痢、動悸がする、めまい、吐き気…)

と悪循環の状況となっているようです。

もともとあった障がいだけではなく、二次的な精神症状や問題が生じてしまうケースもあります。

障害者手帳をお持ちの方からの相談では「毎年人権研修を行っている職場ですが、上司から『あなたは障がい者だから雇ってあげているの!』と言われ、もう何も言えませんでした…」と、心無い言葉で傷つけられた方もいらっしゃいました。訴えたい気持ちはあっても、後で特別な目で見られてしまうという不安から、声を上げることができずにいらっしゃる状況でした。

みなくるでは、相談者に寄り添いながら悩みを聞き、少しでも気持ちが楽になればと思います。みなくる相談員にも限界があります。また、ご本人の力だけでも限界があります。周りの暖かい声かけや思いやりが必要です。薬を服用して治療をしても(精神が安定していても)、やさしい言葉や思いやりのある態度も大切な薬(処方箋)であることを今一度ご理解ください。

### (注)モラハラとは

モラル・ハラスメントの略で、主に言葉や態度によって、巧妙に人の心を傷つける精神的な暴力です。身体的暴力だけでなく、無視などの態度や人格を傷つけるような言葉など、精神的な嫌がらせ・迷惑行為を含みます。

### こころが病んでいる時の傾向や特徴

- ・緊張していて疲れやすい
- ・曖昧な状況や、急な対応の変化が苦手  
(臨機応変な対応が苦手)
- ・一度に沢山の課題に直面するとパニックになりやすい
- ・ストレス耐性が元気な時よりも弱い

### こんな時は

- ・疲れやすいので、ゆっくりのペースでと声掛け  
**「焦らないでいいからね」**
- ・一度に沢山ではなく、一つずつならできると  
**「一つ一つ片付けていこうね」**
- ・不安な時は、見通しや順番を教わると安心する  
**「困ったら、いつでも声かけてね」**  
**「一緒に仕事をしよう!」**

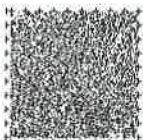
“言葉”以外にも、表情や声のトーン、しぐさなども大切です



### 相談先 お気軽にご相談ください。

	実施機関	所在地	電話番号
労働相談	みなくる鳥取	鳥取市天神町 30-5	0120-451-783 0857-25-3000
	みなくる倉吉	倉吉市東昭和町 286-2	0858-23-6131
	みなくる米子	米子市東町 189-2	0859-31-8785
人権相談	県庁人権・同和対策課	鳥取市東町 1-220	0857-26-7677
	中部総合事務所地域振興局	倉吉市東巖城町 2	0858-23-3270
	西部総合事務所地域振興局	米子市鞆町 1-160	0859-31-9649

みなくる通信もご覧ください⇒<http://minakuru-tsushin.lekumo.biz>



前回の第25号について、多くの皆様よりアンケート回答をいただきました。本当にありがとうございました。その中で寄せられた質問についてお答えしたいと思います。

**Q** UD（ユニバーサルデザイン）タクシーは、なぜ黄色なのですか？  
また、山間部でも来てもらえますか？

**A** UDタクシーは、県内統一デザインで導入することになっています。よく目立つように黄色い車体に決定しました。黄色はちょっと派手で恥ずかしいと思われる方もおられるかもしれませんが、3年間で200台導入されますので、3年後には、きっと違和感なくご利用いただけるようになってきているのかなと思います。



山間部については、各タクシー会社にお問い合わせいただければと思います。現在の導入台数が東部地区に14台という状況です。中部、西部にも順次導入予定ですので、もうしばらくお待ちください。

どなたでも、ご利用いただけますので、皆様、お気軽にご利用ください。

**Q** LGBTについて、最近耳にするようになりましたが、以前は該当する方がいなかったのですか？

**A** LGBTに該当する方は、以前からおられたと考えられますが、LGBTに該当するタレントの方などがテレビで取り上げられることが多くなり、認識され始めたのだと思います。身近なところにも、おられるはずですよ。いないのではなく、気づいていないだけということをお理解いただき、企業などでもどのような取組ができるのか話し合ってみてはいかがでしょうか。



※LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字で、さまざまな性的マイノリティを表す総称。

◆研修受講者にLGBT ALLY（アライ）バッジの配付を始めました◆



「私はLGBTについて知っているよ」

「私はLGBTを支援するよ」

という意思表示として、活用していただきたいと思います。

6色のレインボーは、性的マイノリティのシンボルとしてよく使われています。

当時の方が窓口対応しておられる方のバッジを見たら、

「ああ、この人はLGBTについて知っているんだ。」

「LGBTのことを1から説明しなくていいんだ。」

と安心して話しかけることができるでしょう。

医療機関の方が理解者だとわかれば、安心して受診することができるでしょう。

カウンセラーの方が理解者であれば、気楽に相談できるでしょう。

学校の先生が理解者なら、本音を語ることもできるでしょう。

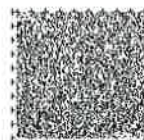
※県や市町村主催の研修会を受講された方に配付することになっています。

問合せ先／県庁人権・同和対策課 TEL 0857-26-7592

※アライ（ALLY）とは

LGBTなどの当事者ではないが、LGBTへの理解を示し支援する人のことをいいます。

活動や団体に参加する必要はなく、「LGBTをサポートしよう」と思ったときにはすでにアライの一人です。



# 人権トピックス

## 企業・市町村トップ人権セミナー開催 (人権・同和問題講演会と同時開催)

**演題** インターネットと人権侵害  
～被害者にも加害者にもならない努力～

**講師** (株)情報文化総合研究所代表取締役所長・  
武蔵野大学教授 佐藤佳弘さん

### 東部会場

**日時** 平成29年1月26日(木)  
午後1時30分から午後4時00分まで

**場所** 県庁講堂(鳥取市東町1-220)

### 西部会場

**日時** 平成29年1月27日(金)  
午後1時30分から午後4時00分まで

**場所** 西部総合事務所講堂(米子市鞆町1-160)

※参加費無料・どなたでもご参加いただけます。  
詳細は、県人権・同和对策課にお問い合わせください。  
(TEL:0857-26-7592 FAX:0857-26-8138)

### 視覚障がいのある方へ

当冊子の点字版を作成しています。  
県庁県民課、各総合事務所、各市町村人権担当課、  
県人権文化センター、県男女共同参画センター、県  
立図書館、点字図書館で閲覧いただけますので、ご  
活用ください。

## ～アイヌの方々からの 様々なご相談をお受けします～

日常生活でお困りのこと、嫌がらせ、差別など何でも  
ご相談下さい。

**相談専用** アイヌの方々のための専用フリーダイヤル  
**電話** **0120-771-208**

**受付** 月曜日～金曜日  
(※祝日、12/29-1/3を除く)

期間限定  
3月末まで

**時間** 午前9時～午後5時

●相談無料 ●匿名可 ●秘密厳守

公益財団法人 人権教育啓発推進センター  
〒105-0012

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル 4階

◆本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生  
労働省の生活相談充実事業により実施するものです。

## 人権啓発 ラジオ 「輝け未来」

FM山陰で毎月2回、様々な人権分野で活動されて  
いる方の声をお届けする番組を放送しています。

### 放送日時

毎月第2・第4水曜日 午後2時20分～(約7分間)

※放送した内容は、県人権局HPに音源掲載HPの  
リンク先を貼っています。聞き逃した方、どうぞ  
お聞きください。

## みんなで築こう 人権の世紀

12月10日は  
人権デーです。



第68回  
**人権週間**  
12月4日～10日

～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認めよう～

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための  
活動を行っています。お気軽にご相談ください。

みんなの人権 110番 ☎ **0570-003-110**  
子どもの人権 110番 ☎ **0120-007-110**  
女性の人権ホットライン ☎ **0570-070-810**

お問い合わせ先: <http://www.pref.tottori.jp/humanrights/>  
法務局: <http://www.pref.tottori.jp/kenkoujokuhou/>

国連は、昭和23年の第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25年12月4日の第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、加盟国等に人権の発展をさらに推進するよう呼びかけています。我が国では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24年から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開しています。

### 県民企画による人権啓発活動

## 李政美 人権セミナー&ライブ

**講師** 李政美さん

**日時** 平成29年1月14日(土) 午後1時から午後3時まで

**場所** 米子市文化ホール(米子市末広町293)

**問合せ先** NPO法人ひまわり倶楽部 TEL0859-35-5080

※参加費無料・どなたでもご参加いただけます。



発行

## 鳥取県人権局人権・同和对策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

TEL: 0857-26-7592 FAX: 0857-26-8138

E-mail: [jinken@pref.tottori.jp](mailto:jinken@pref.tottori.jp) ホームページ: <http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>

